

## 業務報告書（建築士法第23条の6）のメールによる電子申請受付を開始しました

建築士事務所の「設計等の業務に関する報告書」について、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い、メールによる電子申請が可能になり、長崎県においても電子申請受付を開始しました。概要を以下に示しますが、詳しくは下記ホームページを参照してください。

### 業務報告書送付に関するホームページアドレス

[<https://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki-shinseikankei/483293.html>]

長崎県ホームページ > 分類で探す > まちづくり > 建築・住宅  
> 建築確認など > 業務報告書（建築士法第23条の6）の電子申請

### 業務報告書の送付

- ・ 業務報告書のエクセルファイルを所定のメールアドレスに送付することで、報告は完了です。（記入したものをスキャンしたPDFデータでも受付可能です。）
- ・ 報告書に受付印を押したものを返信することはできませんが、代わりに受理した旨をメールで返信します。（メールを送信いただいてから2週間を過ぎても返信がない場合にはお手数ですが、お問い合わせくださいますようお願いいたします。）
- ・ 必ず「業務専用のメールアドレス」から送付してください。（私用のメールも利用している場合は、業務専用のメールアドレスを作成してください。）
- ・ 送信後、こちらでの修正はできません。不備があった場合はメールに返信しますので、修正のうえ、再送信をお願いします。
- ・ 県のメールセキュリティシステムにより、利用ができないアドレスも存在します。あらかじめご了承ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のためにも、電子申請にご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

長崎県土木部建築課審査指導班

電話 095-894-3093